

○高齢者支援の制度や契約（※必要に応じて利用する）

制度・契約	内容	利用時期
日常生活自立支援事業	社会福祉協議会（社協）が行う事業 高齢者や障がい者で、一般の契約内容を説明すれば理解できる程度の判断能力がある人が対象 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス利用に関する情報提供、相談、手続き支援など ・お金の出し入れに関する支援 ・日常生活に必要な事務手続き ・通帳や証書、印鑑などを預かる 	意思能力がある時
銀行等の代理人登録制度	費用の振込、現金引き出しなど	死亡前
生命保険の指定代理人制度・ 契約者代理制度	給付金の請求	死亡前
財産管理等委任契約	本人の判断能力が十分であるうちに、自身の財産管理や各種手続きを信頼できる第三者（受任者）に委任する契約	死亡前
死後事務委任契約（執行）	亡くなった後に発生する葬儀、役所への届け出、費用の精算、遺品整理などの様々な手続きを、あらかじめ信頼できる第三者に委任する契約	死後 契約は意思能力がなくなる前に行う
任意後見契約	判断能力があるうちに契約して利用 身上監護と財産管理	意思能力がなくなった時から死亡まで
法定後見制度	既に判断能力が不十分な人が利用 家裁に申し立て 身上監護と財産管理	意思能力がなくなった時から死亡まで
信託銀行の信託商品	信託の仕組みを活用して、財産の管理や承継を目的とした様々な商品。投資信託、遺言信託、金銭信託、教育資金贈与信託など	意思能力ある時から死亡後も継続
民事信託	委託者が受託者に自分の財産を託し、受益者のために管理・運用・処分をしてもらう仕組み	意思能力ある時から死亡後も継続
公正証書遺言	死亡後に遺言執行してもらう	意思能力ある時
自筆証書遺言	死亡後に遺言執行してもらう	意思能力ある時